

代表材料の基準単価（東京地区）作成方法について
（平成25年10月制定分）

施工パッケージ型積算方式で標準単価から積算単価への補正を行う際に使用する代表材料の東京地区材料単価（以下、「基準材料単価」）は原則として以下1～4の手順により作成している。

- 1、 基準材料単価は、「建設物価」「Web建設物価」「土木コスト情報」（一般財団法人建設物価調査会発行）及び「積算資料」「積算資料電子版」「土木施工単価」（一般財団法人経済調査会発行）（以下、「物価資料」という。）の平成24年9月号または夏号に掲載されている東京地区の代表材料の単価の平均値を採用している。
- 2、 一方の物価資料にしか掲載のないものについては、その単価としている。
- 3、 1において2つの物価資料の単価を平均した場合は、物価資料の有効桁数で基本的に切り捨てしている。
- 4、 ロットに応じた単価が設定されている場合には、原則としてロットが最大の単価を使用している。賃料については長期割引制度の単価を使用している。

以上